

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキング
グループ「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声
機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等
に対する支援の在り方」に関する団体意見

平成27年3月12日

<ヒアリングにおける主な意見>

1 制度の内容・運営に関する事項について

- 手話通訳利用は国民の権利として保障されるべきであり、実施体制の整備を国・地方自治体に義務付けることが必要。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通支援のようにすべての障害者に共通に提供されるべきサービスは、地域の実情に左右される要素は少なく、逆に地域の実情(特に財政事情)に合わせることは地域格差を拡大させることから、現行の地域生活支援事業を見直し、意思疎通支援事業などは全国共通の仕組みとして欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 手話通訳者設置事業の実施率が30%と低い水準にあることから、手話通訳設置事業の在り方について取り上げるべき。(全日本ろうあ連盟)
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は個別性の強い人的支援として本来的には個別給付になじむサービスであるが、盲ろう者が非常に少ない地域や軽度の盲ろう者は地域生活支援事業のほうがなじむと考えられ、個別給付に移行した場合でも現行制度は存置する必要がある。(全国盲ろう者協会)
- 自治体レベルで行われている要約筆記は聴覚障害者のみを対象とするという制限を外すべく、国から自治体に指示して欲しい。(日本失語症協議会)

- ・ 障害が軽度のうちから支援できるようにするため、ALS患者などにもコミュニケーション支援が受けられるようにし、必要な介助員の養成のための講習や機器の整備などを対象として欲しい。(日本難病・疾病団体協議会)
- ・ 意思疎通支援事業の利用者の範囲を障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めて欲しい。また意思疎通支援の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではない。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- ・ 法第78条第1項の「専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業」の規定は「都道府県内の複数市町村の居住者が参加する、又は都道府県単位の活動をする障害者団体の行事、会議等へ意思疎通を支援する者を派遣する事業」として欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- ・ 自閉症、発達障害者の意思疎通支援について、社会参加場面や司法の場面において検討することが必要。(日本自閉症協会)
- ・ 在宅訪問による意思伝達装置のスイッチ等の作成・調整を評価し、補装具等とは別の地域生活支援事業の必須事業として欲しい。(日本ALS協会)
- ・ 全国的な行事・集まりへの意思疎通支援者の派遣は国事業として、実行を都道府県や市町村に委託する仕組みを検討して欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- ・ 利用者がサービスを円滑に受けられるよう地域生活支援事業を含む各種事業の併給関係について検討する必要がある。また盲ろうの利用者自身の各種スキル(コミュニケーション技能など)の獲得や向上が必須であるため、そのための所要の取組についても検討する必要がある。(全国盲ろう者協会)

- ・ 意思疎通支援事業の利用者負担を求めないことを法制度で明記する必要がある。(全日本ろうあ連盟)
- ・ コミュニケーション支援及び通訳・介助支援について原則無料とすべき。(日本身体障害者団体連合会)
- ・ 地域生活支援事業は必要な予算が確保されず地域格差が大きく生じており、事業実施に必要な予算確保の法的根拠を確立することが必要。(全日本ろうあ連盟)
- ・ 合理的配慮の提供の推進と手話通訳事業の役割分担について検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- ・ 手話通訳者個人が聴覚障害者のエンパワーメント、情報アクセシビリティの環境整備、ネットワークづくりと意思疎通の環境整備等を担うのではなく、聴覚障害者情報提供施設や手話通訳派遣事業所等が担える制度に整備する必要がある。(全日本ろうあ連盟)

2 人材の養成に関する事項について

- ・ 点訳・音訳者養成事業も自立支援給付として意思疎通支援事業に組み入れるべき。(日本盲人会連合)
- ・ 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などのデータ作成の支援者の養成も意思疎通支援事業に組み入れて欲しい。(日本盲人会連合)
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、提供されるサービスの質と量が十分に担保されるよう派遣事業従事者(通訳・介助員)の資格及び養成研修の在り方について検討する必要がある。(全国盲ろう者協会)
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成を当事者が参加する形で都道府県レベルで義務化すること。(全国自立生活センター協議会、DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- ・ 国が認めた専門職として失語症者に対する意思疎通支援者の制度を確立すべき。失語症者対象の意思疎通支援者養成講座を行うべき。また支援者の派遣も制度として措置して欲しい。加えて、会話支援者(家族・職員・ボランティア)の養成の検討が必要。(日本失語症協議会)
- ・ 手話通訳派遣が広がる一方で、「裁判」、「医療」等の専門知識に応えられる人材の養成ができていない。経験の深い者が少なく、情報を保障するところまではできていない。(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)

- ・ 手話通訳者は有償ボランティア、手話通訳者設置事業による雇用手話通訳者のほとんどは非常勤嘱託職員であり、介護職と同様、雇用計画や賃金の在り方についても論点として取り上げるべき。(全日本ろうあ連盟)
- ・ 手話通訳士の資格は他の職種とは異なり技能認定試験で厚生労働大臣の公認資格となっているが、他の専門職と同様に地域で養成する仕組みに加え、専門職養成課程を整え、専門学校、大学等で養成し、法定資格(国家資格)を設けることが必要。(全日本ろうあ連盟)

3 支援機器の開発・普及に関する事項について

- ・ 知的障害者に分かりやすいように文章の長さ、見やすさ、カタカナ語の書き換えと理解等の工夫が必要であり、このための研究事業を行って欲しい。また、コミュニケーションを支援する機器の開発も必要である。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- ・ 失語症者に対する意思疎通支援機器としての絵文字等の開発・普及が必要。(日本失語症協議会)
- ・ 発達障害の特性を踏まえた意思疎通のための意思伝達方法及び機器等の開発を経済産業省と協力しながら積極的に進めて欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- ・ 言語機能や音声機能に障害がある方が意思疎通を図るためのコミュニケーションエイド(発声装置やIT機器など)を利用しやすい環境とするため、機器購入の自己負担軽減(1割負担以外の負担について幅広く軽減)、機器の委譲制度、機器の活用をサポートできる人材の育成などの体制整備を図って欲しい。(日本重症心身障害福祉協会)

4 その他関連事項

- ・「情報・コミュニケーション法(仮称)」及び「手話言語法(仮称)」の制定が必要。(全日本ろうあ連盟)
- ・意思疎通の人的支援について福祉サービスのみに依拠するのではなく医療、労働、教育、司法などの社会サービスを担う機関としての実施、財政責任の在り方についても検討すべき。(全日本ろうあ連盟)
- ・知的・発達障害のある人にも分かりやすい選挙公報、候補者情報の提供や投票所における支援が必要。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- ・少なくとも公的機関の窓口等の職員には発達障害者についての知識と対応力を身につけるための研修等を徹底して欲しい。また、学校や職場における電子デバイス等の活用の充実や、大学センター試験で既に導入されている試験時等の配慮を公務員試験・国家試験等においても実施して欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- ・司法制度、選挙権・被選挙権の行使、非常時や災害時における失語症者の意思疎通支援の在り方の検討が必要。(日本失語症協議会)
- ・テレビ、映画等において、字幕番組を増やすとともに視聴に際して字幕の表示を選択できるようにすることも必要。(日本失語症協議会)

- ・ 学校、役所、駅、金融機関などの公共の場に失語症の専門職の意思疎通支援者を配置することを義務付けることや、失語症の会話支援者の配置(手配)等、失語症者の意思疎通を保障する様々な取り組みの検討も必要。(日本失語症協議会)
- ・ レストランのメニューに写真をつける等も失語症者に対する意思疎通として有用であり、このような文字以外の情報による意思疎通支援の必要性を社会において啓発することも必要。(日本失語症協議会)
- ・ 聴覚障害者への理解や手話は言語であるという周知が遅れているので、自治体が全日本ろうあ連盟などの団体と協力しながら正しい知識を社会に広める必要がある。(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)